

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会（第3回）

議事録

日 時：平成26年11月11日（火）
午前10時～正午

場 所：環境科学センター1階 研修室

司会（松永） 大変お待たせしました。定刻となりましたので、ただいまより大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府資源循環課の松永と申します。よろしくお願いいたします

それでは、会議に先立ちまして、大阪府環境政策監の竹柴より御挨拶を申し上げます。

竹柴環境政策監 環境政策監の竹柴でございます。本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。また、ちょっと開始までお待ちいただきまして申しわけございませんでした。

本日は、リサイクル製品認定制度のあり方ということで、前回に続きまして2回目の御議論を賜りたいと思っております。

前回は、課題、論点について、さまざまな御議論をいただいたところでございまして、私どもの考え方も、その後、若干、御指摘を受けて整理をさせていただきました。

今回は、その上で、前回の御議論を踏まえた上で、今後の方向性の案ということで、お示しをさせていただいておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、前回の部会の中で、中浜委員のほうから、普及啓発がここのところ不十分じゃないかという御指摘も頂戴いたしまして、消費者フェアについて出展をしてはどうかという御提案もいただきましたので、早速、フェアの事務局のほうにお願いをいたしまして、11月3日、認定制度の紹介とあわせまして、消費者の身近な認定製品というものを展示させていただきました。

来場された方々に、そういうPRに努めたわけですが、今後とも、このような機会がございましたら、積極的に参画をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

その際に、展示いたしました製品につきまして、お気づきかもしれませんが、玄関入ったところのすぐのところ展示をさせていただいております。もし、まだごらんいただけてないようであれば、お帰りの際にもごらんいただければと思います。

それでは、本日も忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

司会（松永） それでは、続きまして、本部会の成立につきましては、部会運営要領第3の第2号の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、議員定数5名のうち4名の御出席をいただいておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本部会の議長は、部会運営要領第3の第1号により、部会長に務めさせていただくこととなっておりますので、福岡部会長に以降の議事進行をお願いいたします。

福岡部会長 おはようございます。

これから、進めていきたいと思っております。

大分資料を用意していただいていると思っておりますので、早速議事、資料の内容について確認していきたいと思っております。

議題（1）の課題と論点についてということですが、その前に、考え方の根本的な部分で、認定制度が今回の見直しで目指している方向ということで、事務局で整理しておられます。

それから、前回の会議で宿題みたいになっている部分についての御回答を資料2、3で、認定事業者の認定に関するクロス集計と、それから、区分表をつくっていただいておりますので、その部分の説明をお願いしたいと思います。

水丸循環型社会推進室副理事 循環型社会推進室の水丸でございます。

今回、リサイクル製品認定制度の見直しで目指している方向性につきまして、前回の部会では事務局の説明不足ということもあったかと思しますので、今回改めて説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、座って説明をさせていただきます。

参考資料の1をごらんください。この三角が2段になった、この資料でございます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、参考資料1、これは現在の大阪府循環型社会推進計画の長期的視点といたしまして、資源循環の流れを示した図、これはこの参考資料1の裏面のほうに示しております。リサイクルだけではなくて、生産、消費、リサイクル、それから、リユース、レンタルとかも含めた、こういう全体の流れとの現状と将来像という形でお示しをしておるものでございます。この中の表側の面につきましては、リサイクルに関する部分を簡略化してお示したものでございます。

この図では、生産者が天然資源や再生資源から生産した製品が消費者に使用されて使用済みとなり、使用済みが焼却等の処理処分や再生事業者によるリサイクルに回るという流れを示しております。

また、矢印の太さは、物の流れの量をあらわしております。上の現状では、天然資源の投入、A4の矢印や使用済みの処理処分など、A5とかA6の流れが太くなっており、使用済みが再生事業者を経て再生資源となり生産者に供給されるA2やA3の矢印が細いという現状をあらわしております。

対しまして、下の将来像では、天然資源の投入、B4の矢印や使用済みの処理処分など、これはB5、B6でございしますが、この流れが細くなり、使用済みが再生事業者を経て再生資源となり生産者に供給されるB2やB3の矢印が太くなるということを将来像として目指しております。

このようなリサイクルに関する流れの中で、現行の認定制度は、リサイクル製品を認定することにより再生資源を原材料とする製品の生産や供給、それから、この中で言えば、3から、さらに1、2のこの矢印の部分を後押しする役割を担っているということになります。

今回の認定制度の見直しに当たりましては、現在の大阪府循環型社会推進計

画におきまして、基本方針の1つとして新たに掲げましたリサイクルの質の確保と向上の観点から、より質の高いリサイクルを促進する制度となることを目指しております。

具体的には、素材へのリサイクルなどの繰り返しリサイクルの促進につながる制度にしていくためには、従来の再生資源から製品への流れに加えまして、使用済品の回収や再生の流れ、ここで言うと、矢印の2、さらに2から3に流れる、この流れにも着目し、後押しするような制度に見直すということが、今回の見直しで目指している方向性でございます。

この方向性についての御説明は以上でございます。

続きまして、資料2と資料3につきましては、担当の黒岩のほうから説明させていただきます。

黒岩技師 大阪府資源循環課の黒岩と申します。よろしくお願いたします。座って御説明させていただきます。

まず、資料2をごらんください。

前回の部会で、認定事業者を対象としたアンケート調査の単純集計結果をお示ししましたが、その中で、認定による販売効果については具体的な効果が見えないが、認定の必要性については、販売に欠かせないほどではないが、あったほうがよいと回答している事業者も多く、やや違和感のある結果であると御指摘をいただきました。クロス集計を行えば、そういった事業者の意識が見えてくるのではないかとの御意見がありましたので、追加集計を行った結果について御説明いたします。

表1-1をごらんください。

販売に欠かせないほどでないが、あったほうがよいと回答している事業者のうち、認定による効果があったと回答した事業者は24、具体的な効果は見えないと回答した事業者は18となっております。

認定による効果があったと回答した事業者をグループA、具体的な効果が見えないと回答した事業者をグループBとして、下の表1-2には、グループA、グループBの品目別の事業者数を示しております。

グループA、Bの事業者を対象に、認定の申請を行った理由及びリサイクル

製品の販売でユーザーから求められていることの回答について、それぞれクロス集計を行いました。

2ページをごらんください。

認定の申請を行った理由についてのクロス集計結果を御説明いたします。

表2-1がグループA、表2-2がグループBの結果です。

事業者全体の集計欄にある四角で囲った数字は、選択した事業者数の多い順位を示しております。認定の申請を行った理由については、グループA、Bともに、「販路を拡大するために信用度が必要」との回答が最も多くなっておりますが、2番目は、グループAの「製品と認めてもらうため」に対し、グループBは、「具体的な効果はわからないが漠然とした期待」となっております。また、3番目に多い理由は、グループA、Bともに、「公共との取引に必要」となっております。この結果からは、Aのほうが積極的な理由を挙げている傾向が見受けられました。

3ページをごらんください。

リサイクル製品の販売でユーザーから求められていることについてのクロス集計結果を御説明いたします。

表3-1がグループA、表3-2がグループBの結果です。リサイクル製品の販売でユーザーから求められていることとしては、グループA、Bともに、価格や品質・性能が多く、次いで、安全性の証明が多いという結果になっており、両グループの回答の傾向に大きな差は見られませんでした。

以上がクロス集計の結果です。

続いて、4ページをごらんください。

前回の部会において、認定を安全性の証明として活用しているケースが見られるとお示ししましたが、その具体的な内容を知りたいという御意見がありましたので、そのような事業者の回答を抜粋しております。

府の認定の活用方法として、認定証を製品の試験成績書類に添付している例が見られ、いずれも土木・建築用品の認定を受けている事業者でした。また、アンケートでは、土木資材等を扱う事業者を対象に府の認定を受けるメリットについて説明していますが、その中でも、認定が安全性の証明となるとい

う回答がありましたので、その内容を抜粋しています。

資料2についての説明は以上です。

続きまして、資料3をごらんください。

リサイクル認定製品の回収・リサイクル・製品利用から見た区分表について御説明いたします。

前回の部会において、繰り返しリサイクルが可能な製品をその他のものと区別して認定する場合、その基準が不明瞭なので、現在の認定製品の中でどれが該当するのかシミュレーションしてみてもどうかとの御意見がありましたので、御指摘を踏まえるとともに、検討の参考になると考えられるほかの視点も加えて実際に行ってみたものです。

なお、シミュレーションを行う上では、経済的な支援の必要性という観点も入れてはどうかという御意見もありましたが、実際にシミュレーションしてみたところ、経済的な支援があれば、マテリアルリサイクルとして最終段階のもの以外の全ての製品が繰り返しリサイクルできるため、ここではその観点は入れておりません。

1ページ上段の視点と区分の表をごらんください。

ここでは、視点1から4の4つの視点から認定製品の区分を行っております。

視点1では、どのようなものが繰り返しリサイクルされる製品に該当するかという観点から、左下の三角形の②、使用済品の回収に着目し、A、生産者がみずから回収しリサイクルされるもの、B、回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みがあるもの、C、回収ルートは確立されていないが、リサイクルが可能なもの、D、マテリアルリサイクルとして最終段階のもの4つに区分しております。

まず、具体的な区分の例をごらんいただきます。

7ページをごらんください。

7ページ下の粉末消火器、次の8ページの学校給食用の強化磁器食器は、自社で使用済品の回収システムがあるため、区分Aに該当します。

続いて、5ページをごらんください。

5ページ中ほどの分別クリップボードから、のび～るファイルまで、これら

は紙製の事務用品ですが、これらが使用済みとなった場合に、一般的に確立している古紙の回収ルートによりリサイクルされる見込みがあるので、Bに該当します。

このような視点で、現在の認定製品270製品のAからDの区分別の製品数は、1ページの表の右の欄に示すとおりでございます。

続いて、視点2及び3では、リサイクルに関する制度や施策などの進展を踏まえ、循環資源の回収・リサイクルや製品利用を促進する仕組みが確立されているかどうかという観点から区分しております。

これは、制度や施策などが進展してきた中で、今後この認定制度でどのような製品を支援するか、また、卒業させるかという検討の材料になると考えております。

1ページ下段の、法令等による資源回収・リサイクル・製品利用の仕組みの右側の表には、資源有効利用促進法、各種リサイクル法及び法令に基づかない市町村の分別収集において、左の三角形、①から③のどこを促進する仕組みとなっているかを参考までにお示したのですが、視点2、3はこの表をもとに区分しています。

視点2では、リサイクル製品になる前の②から③にかけて、製品の原料となる循環資源について、リサイクルを促進する仕組みがあるかどうかで区分しております。区分は、A、法令によりリサイクルが義務づけられている、B、法令等によりリサイクルが促進されている、C、法令等によるリサイクルの定めがないという3つです。区分Aには、建設リサイクル法によりリサイクルが義務づけられているコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とした製品が該当します。

視点3は、左下の三角形の①、製品について、その利用を促進する仕組みがあるかどうかで区分しております。区分は、A、経済性にかかわらず利用を促進する仕組みがあるもの、B、利用は市場原理に委ねられているものの2つです。区分Aには、大阪府建設リサイクル法実施指針により利用についての定めがあるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とした再生舗装材が該当します。

続いて、上段の、視点と区分の視点4をごらんください。

視点4は、視点1から3までとは性質の異なるものですが、前回の部会において、認定事業者の考える安全性の証明と本制度が行っている認定の審査との間に隔たりがあるとの御意見があり、今回の部会でも議論となると思われましたので、認定を受けている製品の規格等の適合状況をお示したものです。

270製品中で、JISやJAS、エコマーク商品認定基準、業界や行政などが定める規格や基準によるものが合わせて218製品ありますが、一方、一般的な規格基準以外の自社が定める基準に適合していることを確認することで認定を行っている製品も52製品ありますので、議論の参考にしていただければと思います。

資料3についての説明は以上です。

福岡部会長 ありがとうございます。前回の宿題と申しますか、これ、どうなっているんでしょうというのをお聞きしたことに對して、大分わかりやすくしていただけたかなと思います。

参考資料1のどの部分をこれから頑張ってやっていくんだというので、2、3の部分であるということなんですね。資料3で、そのそれぞれの部分について、①、②、③について、それぞれの製品が、どこがどういう状態になっているかを整理していただけているのだということ、今後の私たちの議論に非常に役に立つ資料かなと思います。

この資料について、どうしてもちょっとこの見方がわからないみたいなことがあればお聞きしますけれども、そういうのがなければ、これは参考として、次の議論に行きたいと思うんですけれども、よろしいですかね。

そしたら、本論で、資料1でまとめていただけてます課題と論点及び今後の方向性という部分ですね。内容が、大きい1、2、3、最後4、5まであるので、順番に説明していただきたいと思います。

まず、1と2の部分ですね。大きい1、大きい2についての説明をお願いします。

中戸課長補佐 大阪府資源循環課の中戸でございます。

課題と論点及び今後の方向性（案）のうち、認定制度のスキーム及び認定の対象品目及び基準について御説明いたします。座って説明させていただきます。

それでは、資料1のほうをごらんいただけますでしょうか。

前回の部会におきまして、認定制度の現状やリサイクルの現状から整理いたしました課題と論点の案に対しまして、委員の先生の皆様方から多くの御意見をいただきました。

今回、前回の部会でいただきました意見を入れまして課題と論点を修正いたしまして、さらに、認定制度のスキームについて、認定の対象品目及び基準について、制度及び製品の普及・PRの取り組みについての3つに再整理を行いました。

課題につきましては、前回の部会でまとめて挙げておりましたが、どの課題を受けて論点が出されているのかわからないといった御指摘もございましたので、課題についても、それぞれに分けて整理をさせていただいているところでございます。その上で、それぞれの論点に対しまして、今後の方向性を案としてお示ししております。

それでは、認定制度のスキームについてのところを御説明させていただきたいと思えます。

資料1の1ページをごらんください。

前回の部会では、繰り返し可能な製品に関する認定基準を入れるのであれば、2段階の認定にしなければならないといった御意見ですとか、製品の特性を踏まえて制度のスキームを検討すべきといった御意見をいただきました。

いただいた意見をもとに、今回、再整理いたしました課題と論点ですけれども、課題といたしましては、府の循環計画や国の推進基本計画に掲げます、質の高いリサイクルを推進する必要がある、それから、リサイクル率が高くても、マテリアルリサイクルが進んでいない循環資源がある、それから、認定製品には繰り返しリサイクルされているものが少ないといったことがございます。これは、これらの課題につきましては、前回部会で挙げさせていただいたとおりでございます。

また、論点といたしましては、条例に基づく認定制度の目的を踏まえつつ、質の高いリサイクルを推進するために、認定制度のスキームをどのように見直すか、すなわち、繰り返しリサイクルされている製品を質の高いリサイクルに該当する製品とし、その他のリサイクル製品と区別して2段階の認定とするかといったようなことがございます。

この論点に対する今後の方向性といたしましては、先ほど参考資料1を用いました説明の中で、これから将来像といたしまして、B2とB3の矢印を太くしていくというような御説明をさせていただきました。

参考資料の、その三角形の図を一緒に見ていただきたいかと思うんですけれども、認定制度は、この循環資源の流れの中で、再生資源から製品の流れを製品の認定という手法で支援する制度であり、認定事業者へのアンケート結果では、これまでもお示ししましたとおり、有効な制度と評価されているところでございます。

さらに、質の高いリサイクルを促進するためには、これまでのスキームに加えまして、循環計画で質の高いリサイクルとして掲げられていますところの、繰り返しリサイクルされている製品を認定するためのスキームを設ける必要があるかと考えております。

このため、リサイクル製品の使用後の使用済品の回収・再生に着目し、使用済品から再生資源への流れが確立されているなどの製品を繰り返しリサイクルされている製品といたしまして、その他のリサイクル製品と区分して2段階の認定とする、これが2と3の矢印をさらに太くする、特に2の矢印を太くするというところで、こういったスキームが必要ではないかということを考えておるところでございます。

2ページに移りまして、次に、認定の対象品目及び基準についてでございます。

前回の部会におきましては、繰り返しリサイクルが可能な製品とその他のものを区別して認定するに当たっての基準が不明瞭といった御意見ですとか、品目数が多い再生舗装材がない場合でも有効な制度であるべき、制度の対象となる製品と対象にしない製品を公正にするための基準が必要といったよう

な御意見をいただいたところでございます。

いただいた御意見をもとに再整理いたしました課題と論点ですが、課題といたしましては、前回の部会の中で御説明させていただいた内容ですけれども、認定の対象品目・基準は、制度創設以来、ほとんど見直されていないといったようなことがございます。

また、先ほどスキームのところ、繰り返しリサイクルされている製品を2段階に認定するといった今後の方向性をお示しいたしましたが、この場合、繰り返しリサイクルされている製品をどのように分類するのかといったようなことがございます。

また、論点といたしましては、それを受けまして、リサイクルに関する制度・施策やリサイクルの進展の状況、府の認定制度の現状・経緯を踏まえまして、制度のスキームの見直しとあわせて認定の対象品目や基準を見直す必要はないかといったことがございまして、その見直す内容といたしましては、繰り返しリサイクルされている製品とその他のリサイクル製品の2段階の認定とする場合、どのような基準で繰り返しリサイクルされている製品を認定するかといったこと、それから、認定制度による支援の必要性が低くなった製品については対象品目から外してはどうか。また、その場合の基準はどのような基準とするかといったことがございます。

この論点に対する今後の方向性といたしまして、まず、繰り返しリサイクルされている製品の基準の考え方でございますけれども、その前に、参考といたしまして、4ページをごらんいただけますでしょうか。

この4ページに参考として挙げさせていただいておりますのは、環境省が平成25年3月に取りまとめましたプレミアム基準策定ガイドラインより抜粋したものでございます。

このガイドラインは、環境意識の高い調達者を念頭に、より高い環境性能に基づく基準を設定するに当たりまして、参考となる基準の考え方及びその方法を取りまとめたものです。

その中で、先進的でより高い環境性能に基づく基準をプレミアム基準といたしまして、省資源・物質循環については、基準の設定に当たって、そののA

ンダーラインで引かせていただいておりますけれども、再生利用については、水平リサイクルのような高度なりサイクルを定着させることに寄与する基準、それから、使用済製品等の回収・安定的なりサイクルシステムの構築に寄与する基準といったような観点が掲げられているところでございます。

3ページに戻っていただきまして、そのガイドラインでありますとか、先ほど説明いたしました資料3における視点1のシミュレーション結果等を参考にいたしまして、繰り返しリサイクルされている製品の基準の考え方についてですが、製品が使用された後の使用済品を生産者がみずから回収しリサイクルされる製品、または、回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高い製品については、繰り返しリサイクルが実際されている、または、される見込みが高いことから、その他の製品と区分して認定することが考えられます。

先ほどの御説明させていただいた資料3の視点、シミュレーション結果の視点1において、区分のAとBに該当するものが、繰り返しリサイクルされている製品の基準として該当するということが考えられると思っております。

次に、認定の対象品目の考え方につきましてですが、先ほど御説明いたしました資料3における視点2、3のシミュレーション結果ですとか、あと、法令等における資源回収・リサイクル・製品利用促進の仕組み等を参考にいたしまして、法令等による使用済品の再生資源化が義務づけられている原料を使用しており、かつ、利用促進の仕組みが確立している製品につきましては、この府の認定制度がなくても、他の制度によりリサイクルや製品の利用が進むため、対象品目として継続する必要性は低いと考えられます。

この資料3のシミュレーション結果では、視点2で区分A及び視点3の区分A、この両方に該当する製品が対象品目として継続する必要性が低い、すなわち、他の制度によってリサイクルや製品の利用が進む製品であると考えられるところでございます。

ただし、認定の対象外となる製品が出てくる場合、実際にこの認定制度を販売等に活用されている事業者さんも多くございます。そういった活用している事業者さんの間で認定時期のずれによる不公平が生じることを防ぐことを

考えていかなければなりません。例えば、そのため、認定期間終了時期が同じになるような措置を講じることが考えられるところでございます。

次、5ページを開いていただきたいんですけども、5ページを開いていただきますと、そのページの上のほうに、リサイクル製品認定制度の見直しのイメージを図であらわしております。

現行の認定制度が、説明いたしました今後の方向性の内容で見直した場合、現在の認定制度はこの3種類に区分されまして、見直し後の認定制度が、仮称ですけども、一般認定製品、プレミアム認定製品という形で区分された認定になっていくということでイメージ図を書かせていただいているところでございます。

以上で、資料の1のうち、認定制度のスキーム及び認定の対象品目及び基準についての説明を終わらせていただきます。

福岡部会長 ありがとうございました。

今、御説明いただいた、まずスキームですね、全体をどういうふうな枠組みで考えるか、それから、その品目の基準を見直すとしたら、どういう考え方でということですけども、まず、御質問とかがありましたら、お聞きしたいです。この資料のここがわからないというようなことですね。よろしいですかね。資料は大分わかりやすくまとめていただいたと思いますので、内容については、ずっと頭に入ったかなと思います。

それと、前回の会議でスキームの制約条件を私も理解したんですけども、条例があって、その条例が求めているリサイクルということであるということ。リユースとかが入らないというのがとても何か、えっという、残念だということなんですけど、スキームはリサイクルということについてで、課題とか論点、方向性をまとめていただいたということになりますので。

御意見について、お聞きしたいと思います。御感想でもいいんですけど。先ほどの資料2、3とかについてでも結構です。

私は資料の2の4ページのところ、安全性の証明として活用というので書かれているところが、試験の成績書類に認定証を添付という、何か逆転というか、循環参照的なことになっているような気がして、これは本当に何かまず

いなという気がしました。

じゃあ、ちょっと順番に確認していったほうがよろしいですか。

まず、資料1の1ページのスキームです。

前回の整理をしていただいて、課題として、質の高いリサイクルを推進する必要があると。それで、マテリアルリサイクルが進んでいない循環資源があるということ、それから、繰り返しリサイクルされているものが少ないということという課題で3点挙げていただいています。この辺はもうずっと検討していますので、よろしいですかね。

それに対しての論点、どのように見直すかというのが論点になる。それから、2段階の認定として、質の高いリサイクルと、それにはまだ至っていないものというのを設けると。

今後の方向性で書いてありますのが、認定事業者はこの認定制度は有効と判断しているということで、この制度、製品認定というのをやっていくのは問題ないというか間違いないであろうということと、それから、質の高いリサイクルのために繰り返しリサイクルされている製品を認定するスキームを設ける必要があるということになっています。2段階の認定というふうに今後の方向性の案ということで書いていただいています。この辺はよろしいでしょうか。

麓委員 よろしいですか。

福岡部会長 はい。

麓委員 資料の2のところで、有効であるという話であったかと思うので、効果があったとか、いろいろ答えていただいているんですけど、結局これを認定してもらったことで、実際、今、認定していただいた業者が得ている利益といますか、本当に有効であったと思っている理由というのは、どういうことになっているかというのはわからなかったということでもよろしいんですか。はっきりしてないということでもよろしいですか。

熊澤副主査 販売量、販売額がふえたという回答がほとんどなかったんですけども、なので、具体的にどういったところで効果があったかというのは、このアンケートからはわかりませんでした。

麓委員 全体を説明していただいたので、ついでにお聞きしようと思うんですけど、今、参考資料の1のところ、Bの2とかBの3のところを太くしていくという話で、その後押しをしたいという話だったかと思うんですけど、その効果が今、見えてない段階ではあるんですが、後押しするとすると、どういふことで後押しをしていこうという話でお考えなのかというのをちょっとお聞きしたかったんですけど。

熊澤副主査 こちらについては、制度の目的そのものが、認定によって製品が広く認知されて販売が促進されるということだと思いますので、最終的には販売量がふえていくというのが望ましいということだとは思いますが。

そういう製品をふやすために、これはまた後ほど御説明しますが、どうやって制度の製品の普及・PRを進めていくかということで、今回見直した後に、繰り返しリサイクルされている製品をまた別の認定にすると。そういう製品については重点的に普及・PRを進めていくとかといったことで、申請をしたいと思うような制度にしていくということで考えております。

麓委員 済みません、僕がちょっと理解が足りてないのかもしれませんが、何のところが認定されてて、それを。済みません、間違えてますか。

福岡部会長 いえいえ。だから、効果がそれほど見えないんじゃないかという御意見ですか。

麓委員 いや、そこがある程度どういう部分を認定しているので、PRしていくときに、これが認定されている部分なので強みですという話が出てくるのかどうかというところかなと思ってたんですね。

今、全体の話、聞き直しながら、その部分がある程度はつきりしないと、品質とか性能を認定してもらっているという話とかが先走って出てくると思いますか、そういう話になるのかなと思ったので、その部分は何を認定しているというふうになるのかですね。ある程度絞っていくか明らかにしとかなないといけないのかなと思ったんですね。

福岡部会長 私の考えは、こういう制度というのは、府の考え方を知らせるメッセージというか、きっかけづくりじゃないかなと。こういう方向というか、将来になってほしいと考えますよという。要するに、これが大事だよという

のをまずPRする。

製品そのものをPRするというのもあるんですけども、要するに質の高いリサイクルがより良いんだよということをPRするために、こういう制度をつくりましょうということだと思うので、細かく、じゃあ、これは入らないとか、ものすごく厳密に科学的にやればこうですよというのまで余り踏み込まずに、マテリアルリサイクルが水平的にやれる社会というのを目指して、こういう制度を設けるといふ何か姿勢を出すのがいいのかなと思って、いるんですけども。

惣田委員。

惣田委員 よろしいですか。

福岡部会長 はい。

惣田委員 僕、先生と同じような、ちょっともやもやした感想を持っているんですけど、今回の認定制度の見直しが、環境省とか府の政策の中に出てきたプレミアム基準策定というものの影響がすごく強いというのはわかりました。

三角形の中で2番、3番を強めようという優先順位は賛成してます。だけど、この取り上げられた課題というのが、府とか国の方針という影響力が多いのに対して、このせっかくとったアンケートの中から拾い上げているものが少ないんだなというような印象を受けてます。

製品が世に出ていくという後押しするような基準というのが、確かに優先順位低くされているような印象を受けていて、クロス集計の表2-1とか表2-2でも出てきましたけど、申請理由の中で順位はそんなに高くないんですけど、公共との取引でグリーン調達とか、公共工事に使ってもらえるということを期待しているのは一定の数値があるわけで、三角形の中で、生産者から消費者に行きますという1番の線というのが今回、優先順位が余り課題の中には高く位置づけられていなくて、資料3の中でも視点1とか視点2、3を出していただいたんですけど、グリーン購入法のような視点というのが今回は入っていないということですよ、優先順位が低いということ。

なので、できれば視点の5番とか6番でもいいんですけど、グリーン購入法の中に分類されている項目の中にこれは入っているんですみたいな、そうい

う基準も今回の整理の中で出てきたらよかったなと思っています。

礒田循環型社会推進室長 グリーン調達法に基づいて国のほうで方針がありまして、それに基づいて大阪府も、大阪府のグリーン調達の方針というのを決めております。そこに、認定製品は全てグリーン調達の対象にしております。

惣田委員 全て入っているということ。

礒田循環型社会推進室長 そうです。だから、基本的にはグリーン調達の枠組みの中に、リサイクル製品として認定したものはグリーン調達の方針の中で位置づけてまして、優先して、率先して買いたまおうという枠組みの中には皆入っております。

惣田委員 ああ、そうですか。

礒田循環型社会推進室長 ですから、その分け方をすれば、全部が認定、グリーン購入対象になっちゃうと。

惣田委員 それは失礼しました。

礒田循環型社会推進室長 はい、そんな構造に。

惣田委員 そうなんです、その対象になっていながらも、実態はあんまり進んでないということですよ。前回の会議でもお聞きしましたけど、必ずしもそれが商品にとってアドバンテージになってない。

礒田循環型社会推進室長 実態がつかめてないところというのが実際にあるというところですよ。

惣田委員 つかめてないということで、メリットはあんまり感じてないという回答とも、実際、関係しているとは思いますが、何かそこでもう一段階、何か格をつけてあげるようなことはできないのかなとも思っています。

福岡部会長 その辺はどうなんですか。常に庁内で他の部局が調達するのに対して、どこまで影響力を及ぼせるかというのが。なかなか難しいのかもしれませんが、事務局のほうは何かその点はいかがですか。

竹柴環境政策監 現にグリーン調達の中に入っているということ自身は、我々自身の課題意識として当然あって、そういう調整がなされて、一定合理的な範囲でそういう制度にしているんですけども、ただ、この認定製品が我々の調達品目と全く一致するかというと、それはまた別の問題でして、要らない

ものを調達するわけにもいきませんし。

そういう問題があるのと、あと、一定程度そういうのをどんどん突き進めていくと、ちょっと公平性、透明性という公共の課題とのまたバッティングが生じるので、どこまでをやるのかというのが我々調整代（しろ）ということになるんですけども、今できているところは、ほかのエコ製品と同様にグリーン調達の対象にするということで、そこでバランスをとっているという状態です。

この先をもうちょい進めることがあるとすれば、例えば市町村への働きかけであるとかいったようなことになってくると思うんですけども、それについても機会を捉えてやっているところでして、あと、これ以上のところは、実はちょっと、どこまでできるかなというのは、なかなか難しいところがあるというのが現状です。

惣田委員 ありがとうございます。

三角形の2番、3番を優先的に取り組むというのは賛成ですけど、今回の取り組みだけでも、消費者に製品が届くところまでには何かもう一步工夫が要るのかなと思っています。

水丸循環型社会推進室副理事 今の1番のところにつきましては、この制度始まったときから、本来はやってるところではありまして、その1つがグリーン調達にああいう形で位置づけているという部分があります。ただ、その部分がなかなか、あるいは一般消費者への普及・PRという部分でちょっと不足しているというところもございますので、今回、制度を見直して、見直した後の制度のPRとあわせて、そのあたりはまた、再度、重点的なPRをやっていくということで、ちょっと違うステージに行ければなというふうには考えております。

惣田委員 ありがとうございます。

福岡部会長 PRに関しては、次の大きい3番でもう一回しっかり考えたいと思うのですけれども、今の話で整理をするならば、グリーン調達に関して、府庁自体がとか公共機関が、府内の市町村、市役所とかがお客さんになって物を買うというのと、それから、府民とかがお客さんになって買うというの

とちょっと別にあるんじゃないかなと。

グリーン調達は、役所なんかがお客さんになる場合の話として、庁内へのPRというか、もう変えようというふうに強く言っていくというのを何か考えないと、それはそれで進まないなということなんだと思います。

もう一回スキームに戻りますと、とにかく大きな方向として、方向のところ、アンケート結果ではというのをいろいろ書いてあるから、もしかして、その結果から、これ言えるのかというような、ひっかかる面があるのかもしれないですけども。アンケート結果で有効な制度と評価されているとか、なら、何か話が違うんじゃないかというふうになってくるのかもしれないんですが、全体として2段階認定にするということですね。その辺はいかがですか。恐らく基準とかを見ないとまた判断できないということなのかもしれませんが。

ちょっとこれペンディングにして、2ページのところを先、行ってよろしいですか。中浜委員、よろしいですか。

じゃあ、もし2段階にするんだったらというようなこともありつつの、認定の対象品目と基準についての部分ですけども、前回の部会での意見が出てきたのに対して、資料3のシミュレーションというか、区分分けをやっていたという事ですね。

それで、今、認定している製品の属性というのがわかったと。それについて、スキームで2段階にするというようなことを受けて、課題、論点を判断して、3ページのところですね。今後の方向性として、これ2段階の基準の考え方として、製品が使用された後の使用済品が回収されていて使用されている場合と、そうっていない場合の区分を設ける。今後の方向性の①が2段階に分けるという話ですね。

②は、2段階とはちょっと別で、もう何かうまく動いている部分については対象品目から外したらどうかという話ですね。この辺がもしかしたら、さっきの生産者から消費者に渡るところの部分を、ちょっと何かそこへの優先順位が低くなっているんじゃないかという御意見のもとになるのかなと。

②に関しては、考え方は、卒業資格を設けて、こうなったらもう、この制度

から卒業してもらいましょうというようなことですよね。その卒業資格を満たせば卒業してもらって、中でまだ残っている人にもっと光を当てたいと。残っている人を集中的に何とかしてあげたいというための卒業要件を決めたらどうですかということが②ですよね。この辺いかがですか。

麓委員 僕は卒業要件というところに、先ほどの何の効果を見てますかというのが絡むのかなと思ってまして、そういう意味で、何が達成できたら本当は卒業するのかというところがあったほうが整理はしやすい。その都度、ここは達成しているから今回はこれはやめましょうとやっていくと何を基準にやっているのかわからなくなるので、そういうところがあったほうがいいのかなど思ってたんですね。

僕は建設材料をやっているので、決して建設材料を推さなアカンとか、そういうつもりはないんですけど、例えば国で決まっているから推進されるでしょうというのでやめましょうというだけだと、理由として、ほかのも、じゃあ、例えば国で基準が決まったら外していきますかという話になってしまうので、それだけってしてしまうと、ちょっと苦しいのかなという気はしているんですね。そういうところで、もうちょっと理由づけになるような、この認定が何を求めて、もしくは何を後押しできて、その後押しが達成できたというのを評価するかというところが要るのかなと。そういう認定制度なのかという話もあるかもしれないですけど、その辺がちょっと気になるところです。

福岡部会長 ほかの委員の方、今の意見について何か、例えば賛同とか、ちょっと違うとか、もしありましたらお願いします。

事務局は今のについて何かありますか。いや、なければいいんですけども。

竹柴環境政策監 今の先生方の御議論を伺って、感想みたいな話になるんですけども、実はこの制度、部会長がおっしゃるとおりだなというのを我々改めて思いまして、循環型社会を形成するためにリサイクル製品の認定という制度をつくって、それで世の中にアピールをします。その制度そのものが、実際にやっていただいている事業者の方にとって、見向きもされないようなものになってはならないということで、その方々にも当然利益があるような制度でなければならないと。我々の物の考え方はきっとそうなんだろうなと。

循環型社会の形成のためにリサイクルを促進するというのが先にあって、そのために、それを進める施策が事業者の方にとってもメリットが存在するというこの考え方の順番で成り立って、今回の見直しについても、行政側の目から見た循環型社会の形成に向けてのより進んだ取り組みとして、質の高いリサイクルということの観点での見直しをしようということで、我々、提案させてもらっているんだらうなということで。おっしゃるとおり、そういう目で見ると、今回この制度が事業者の方から見て有効だからという理由で質の高いリサイクルをさらに進めましょうという論理は、ちょっと違うような気が私自身してきました。もう少しきっちり和我々の行政目的から発生して今回の見直しを提案していると。

それが果たして事業者の方にとって不利益になってないかどうかという観点で、今回のアンケートなり、そういったものを1つの資料として点検を加えるという手順がもうちょっと要るかもしれないなというふうには、今お話を伺ってて感じました。

そういう意味で、今いただきました卒業の議論も、ほかの制度で十分循環型社会形成に対するリサイクルの輪っかが形成されるようであれば、それは卒業しましょうというのが今回の我々の提案であって、そこにまだ至っていないものについては、市場原理の中で生き抜いていただくために、この制度を使って一定程度リサイクルの形を形成していただくところのすみ分けということで提案させていただいていると。

その我々の説明ぶりというかが、恐らく我々自身が頭の中の整理が十分でなかったもので、説明ぶりもあっち行ったり、こっち行ったりした形で皆様方の中に、どういう観点なのという疑問を抱かせてしまったのかなというふうに思いますので、もう一度整理はさせていただきたいかなと思います。

ただ、目的としては一定、そういうことだというふうに、今ちょっと、ほかの事務局員がみんなそう思ったかどうかは別ですけども、私自身そういう感じを持ちましたので。今日の議論も踏まえて、またもう少し整理したものができるようであれば頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

福岡部会長 整理の方向を、ある程度こちらからの意見として、やはりもうち

よっとお伝えして整理していただかないとやっぱりいかんかなと思いますので。全部引き取られても困るんですけども。

竹柴環境政策監 いや、引き取ったというわけじゃない。今ちょっと感想という、私個人の感想として申し上げたので、まだ全然、組織としてそういう形ではないので。済みません、ちょっと差し出がましいようでしたら申しわけございませんでした。

福岡部会長 そこら辺の考え方を、より事業者さんサイドに立つのか、本当にあるべき姿はこうだというのをメッセージとして伝えるために、今までちょっと有利だった、有利だったというか、前のスキーム、前のやり方で恩恵があった部分がひょっとしてなくなる事業者さんがいるかもしれないけれども、そこは、この先こちらにというメッセージをより発したいがために、スキームから変更するんだという意識でもって、これを変えていくかということなんだろうなと思います。

それについては、私の考え方を述べてしまいましたけど、それぞれの委員の方で、どっち寄りがいいのかというのがあるかもしれませんけれども。

麓委員 僕も福岡先生が言われるような、どうするのかというのがあるんだと思うんですね。

本来ここで認定しているというのは、どちらかというと、ここでも書かれているように、循環しているものを促進するというよりは、してないものを回していきたいとか、府はこういうふうにしていきたいというアピールをしていくのが一番だと思うんですね。

その中で、達成してくると多分、こういう品質の認定になっているんだとかという話に多分なってくるので。そうでないものと品質、済みません、まとめずにしゃべってしまったのであれですが、そうやってきているもの、品質とかというものをこだわりになってきているとか、証明になってきているものとは区別するという形、それが何の指標をもって区別できるのかというのは、済みません、しゃべり出して、出るかなと思って出なかったんですけど、そういうところになってくるのかなと思うんですね。

と同時に、回していくためにアピールするもの、アピールする方法というの

が、何かのフェアに乗っかるというだけではなくて、民間とどういうふう
にコラボレーションしていけるのかわからないですけれども、例えばスーパー
の一角で、こういう普通の個人の消費者が買ってもらえるようなものを何か
フェアのような形でしてもらえるのかとか、そういうふうな目につきやすい
ところにもう少し踏み込んでいくということも必要なかと思いました。

福岡部会長 そうしましたら、そういうPRの話も大分重要と思いますので、
先のほうにそれがあるので、5ページのところ、3のことも、もう一回事務
局のほうから説明していただいてよろしいですか。

熊澤副主査 大阪府資源循環課の熊澤と申します。よろしくお願ひいたします。
座って御説明させていただきます。

それでは、3番目ですね、認定制度及び認定製品の普及・PRの取り組みに
ついてということで御説明をいたします。

前回部会における委員意見としましては、こちらに3つ挙げておきまして、
1つ目が、府民の目にとまらないと、興味、関心を持ってもらえないという
ことで、2つ目が、認定制度は、認定により製品が広く認知され、販売の促
進もされることを目的としていますが、認定されても販売実績が上がって
いない製品が見られています。こうしたことを今後どのように考えていくか
ということで、3つ目が、事業者は認定制度に対して安全性の証明を期待して
いるが、実際は安全性の審査を行っていないという、この3つを挙げていま
す。

課題につきましては、いただいた委員意見、それがそのまま課題ということ
でお示しをしております。

論点についてですが、まず1つ目、こちらは1つ目の課題に対応しますけれ
ども、府民が認定製品を見かける機会をふやすためには、こういった取り組
みが必要かということで挙げております。論点の2つ目、こちらも1つ目の
課題に対応しますが、府民と生活のかかわりのある認定製品をふやしていく
ためには、こういった取り組みが必要かということで、論点の3つ目、こち
らは3つの課題全てに対応しますが、制度、製品が広く認知されて、また、
実際に購入されるように府民や事業者に対して制度のPRをこういった形で

進めていくかという、論点としては、この3つを挙げております。

では、6ページをごらんください。

今後の方向性の案ということでお示しをしております。

まず1つ目、府民が認定製品を見かける機会をふやすための取り組みについてということです。認定製品につきましては、府民にとって身近な日用品であるとか、事務用品等の認定数が少ないということで、また、府民が見かけることが少ないという現状がありまして、まずは府民の目にとまらないと興味を持ってもらえないということがありますので、府民にとって身近な製品や認定制度そのものについて、例えば先日出展いたしました消費者フェアなどで、府民向けのPRを関係団体と連携などによって進めていくといったことが考えられます。

次に、2つ目、府民の生活とかかわりのある認定製品をふやすための取り組みについてということですが。こちらについても、府民にとって身近な日用品や事務用品等の認定数が少ないという現状がありますので、そういった製品を申請してもらえるように、例えば製造事業者を対象としたメールマガジンなんかを活用いたしまして、製造業者に対するPRを進めていくといったようなことが考えられます。

方向性の3つ目、府民や事業者に対する制度のPRの進め方についてということですが。まず1つ目といたしまして、事業者に対して、見直し後の認定制度について、こちらについては今回の部会の中でもお示ししましたが、大阪府が目指す循環型社会の方向性も含めて幅広くPRしていくといったことが考えられます。

2つ目、質の高いリサイクルを進めるために、繰り返しリサイクルされている製品につきましては少し区別をして、そういう製品がふえるように重点的に普及・PRを進めていくといったことが考えられます。

3つ目、認定製品の品質の取り扱いについてですが、こちらは安全性も含めての品質ということになります。認定が誤った扱われ方をしないように、認定制度の趣旨、先ほどからお話あります認定の範囲というものを明確にして、そういうものを踏まえた適正な取り扱いを徹底させていくといったことが考

えられます。

3の普及・PRの取り組みについての御説明は以上です。

福岡部会長 ありがとうございます。こういうことをやっていけばということ
とで方向性をまとめていただいています。

御意見とか。

中浜委員 冒頭にも竹柴政策監がおっしゃられました消費者フェア、いろいろ
と以前の会のときに提案させていただいたことを本当に率先してしていただ
いたことをお礼申し上げます。

もう少し具体的に聞きたいことは、消費者フェアでの消費者側として、どう
いった様子だったのか。皆さん、質問とか、そういうことがあったのか。そ
ういった声かもし聞かれているのであれば、教えていただきたいなと思いま
す。

それと、今も委員の先生方おっしゃりましたけれども、消費者に本当に認定
製品が届かないと、これは意味がないことだと思うので、やっぱりそういっ
たPRというのは、その都度その都度していただきたいなと思っております。

熊澤副主査 当日、私が担当して御説明させていただいたんですけれども、認
定製品そのものについては、興味を持って見てもらえたかなとは思っており
ます。

ただ、リサイクル製品であるということではなくて、製品そのものに対する
興味というほうがちょっと大きかったかなというのは正直なところの感想で
すね。

福岡部会長 今のそれは、例えばガラスがきれいとか、そういうような感じ。

熊澤副主査 ええ、そうですね。こういうものもあるんだという。で、食器そ
のものの性能とか見た目とか、そういうところのほうが、どちらか
というと興味は大きかったかなとは。

中浜委員 そうですね。やっぱりリサイクル、ごみ減量って5種分別や8種分
別、暮らしの中で消費者は日々、分別して協力しているとは思うんですけれ
ど、そういう視点になるんですね。そういった自分の出したごみがリサイク
ルで、こういうことで役に立って売られているんだなという、そういう部分

があるんですかね。

福岡部会長 いや、そこにはつながっていないという感じ。

熊澤副主査 そうですね。

中浜委員 つながってほしいんですけども。

熊澤副主査 そういったところの説明を、多分こちら側から積極的にお伝えしていくべきだとは思いますが、ちょっとそういうところが足りないというところもあると思いますので。今後は見せ方というか、伝え方ですね、そういったところも工夫してやっていかないといけないとは考えております。

中浜委員 聞いてたら、やっぱり消費者の役割というのがないから、すごく残念に思います。消費者もそうですけれども、やっぱり事業者さんや業者さんも、もっとPRしてほしいなという部分が多分にあるんです。なかなかそこまで行き着くところまで行かないですね。

福岡部会長 大阪府の認定商品になっていない再生品というものもたくさんあるんですよ。エコマーク商品とかで、もうエコマーク取っているから、こちらはいよいよみたいなことにもなっているのかもしれないんですけども。縦割りにせずに、そういうフェアのときに、エコマーク商品もあって、両方取っているやつもあって、大阪府だけのやつもあって、こんなありますよといって、もっとボリューム感を出すとか。大阪府のだけだったら、すごい品数が少なくなってしまうかもしれないけれども、アピール、消費者向けに、そういう消費者フェアみたいなときにやるんだったら。実は大阪府の認定にはなっていないけれども、みんなが手にとりそうな一番売れ筋の再生品みたいなのかをあわせてやって、エコマークの日本環境協会さんが持っているパネルとかも頼んで出してもらおうとか、何かそういうのしてもいいんじゃないかなとは思いますが。どうせやるんだったら、ボリューム感を出したほうがいい。

中浜委員 11月の消費者フェアで進んだということはすごくうれしく思いますので、今も福岡先生がおっしゃったみたいに、パネルを見たり、目で見て、消費者もこれからは勉強しないとイケない部分が多分にあると思う。権利だ

けを主張するのではなくて、教育というのはそういった部分でもあるかと思うので、ぜひともそれは続けていってほしいなと思います。

福岡部会長 あと、私、この件に関しては、普及・PRというのも、この認定制度のもとになっている条例が阻んでいる部分があるようにずっと思っていて、もう、こら、条例みたいな感じですけども。

というのは、この制度が自分で申請しないといかんという枠があるんですよね。そうすると、例えばこういうPRで一番いいのは、コンクールとかコンテストとか募集をするとか、府民にそういうのがあったら推薦してくださいみたいなやり方で、リサイクル製品、リユース製品のナンバーワンを決めますとかというキャンペーンのあり方とかもあると思うんですよね。

ところが、この制度は自分で申請するということであるので、そういう使い方ができないみたいですよ。だから、消費者の声を発する場所がないことになる、与えられたものを最後にそれを買うという役割しかないみたいな感じになっていて、もうちょっと前の段階で、これいいよみたいなのを言わせてほしいという気がするんですよ。

中浜委員 本当にそれです。推薦するとか、こういう商品があって、すごく使いやすいよという、そういった、消費者をもっともっと利用したらいいと思うんですよ。募集もそうですし、ある程度やはり企業や事業者、大阪府のほうから一定の期間があったら、こういう商品、こんないいことをしましたよというので評価をしてあげていただきたい。それでまた、その事業者はそれを糧にして、いろいろと、その事業者自身も啓発するだろうし、輪が広がっていくだろうとは思いますが、本当そう思います。

東京でも、3Rの推進功労者表彰ということで、経済産業省とか会長賞とか、そういった事業者の表彰がありますが、やはりこういったのも活用して、大阪府バージョンというのをつくっていただきたいと思います。

福岡部会長 それはそれであるんですけど。環境のこと。

中浜委員 環境省。

福岡部会長 うん。で、頑張った団体を表彰すとか。

水丸循環型社会推進室副理事 循環室で直接所管しているわけではないんです

けれども、おおさか環境賞という、低炭素であったり、循環型社会でリサイクルであったり、あるいは生物多様性であったりと、そういう環境に関する活動をやっている団体さんであったり、あるいは企業であったりのところを表彰する制度はございます。それにつきましては、事業者部門と、それから府民活動部門と、その2つの部門でたしか表彰を行っております。

福岡部会長　　そういうとことコラボするなり、この、せつかく再生品つくった事業者さんに、もうちょっと日が当たるようにというか。特別な、それこそプレミアムなものをつくった、やったところとか、よりPRができるようにとかしていただけたらいいですね。

はい、惣田委員。

惣田委員　　今後の方向性を挙げていただいて、これは賛成しますし、先生が先ほど、コンクールとか表彰制度というのも賛成するんですが、ここの方向性を挙げていただいたことに対して、具体的なアクションプランとか取り組み事例とか、そういうものというのは、この会議であるとか認定部会の中で議論したり、実行できる範囲なのかどうかというのが確認させていただきたいんですが。

認定制度というのは、あくまで申請費用を払って来たものを申請します、しませんとか、そういうのを判断するだけのところまでのものなのか、このPRのところ、ちゃんと具体的に年間計画とかを立てて、この方向性に対して具体性を持たせるものまでできるのか、どこまでが限界なのか、やれるとこなのかというのがわからないんです。

福岡部会長　　今、惣田先生がおっしゃったのは、府が計画を立てて、府自身が行うというレベルの話ですかね。それか、事業者さんが自分自身。

惣田委員　　ここに挙げた方向性というのが、ここにお集まりの皆さんの具体的にやっていく次のアクションプランとして立てるべきものなのか、もうこれは別の部会の、もっと上の府全体で話し合ってくださいという、投げてしまうものなのか、どちらなのか。

福岡部会長　　ああ。

惣田委員　　方向性には合意するんですけど、これを具体的にできなかったんで

すよね、今まで。こういうことは理念として昔からありながらも。

福岡部会長 それを、例えば府の御担当の部局がやっているかを点検、確認する機会を、この認定部会の仕事として設けるみたいな感じですかね。

麓委員 そうなのが含まれるかどうかということですよ、この部会に。

惣田委員 そうです、そうです。ここはあくまで理念を挙げるだけで、実行者はまた別の方がいるのかどうかという。

水丸循環型社会推進室副理事 一応、我々、今現在こういう方向性をお示しさせていただいて、先ほど熊澤が説明したときに、幾つか例示的なこともあわせて御説明したかと思うんですけども、そういう方向性で進めるべしということになれば、当然、我々だけでできることも限られておりますので、関係するいろんな事業者団体であったり、あるいは認定製品をつくっている企業さんであったり、あるいは市町村とか、先日の消費者フェア、消費者関係の団体さんであったりというようなところとかと連携して、いろいろな形でのPRをやっていくことになると思います。また、それに向けて、そういう団体さんとも相談、調整をしながらやっていくことになると思います。

ただ、実際やっぱりどれだけできるかというのは、こちらのマンパワーの問題もありますし、また、それから相手さんとのマッチングといいますか、そういう調整事でもございますので、相手のあることですから、全てできるとも限らないというところもございます。

ただ、そういったことにつきましては、制度の点検・評価の部分ともちよつと重なるんですけども、例えば今年度どういう形でPRをしていく、あるいは昨年度してきたというところは、認定部会の際にでも例えば御報告させていただきまして。

それに対して御意見いただくような形も考えられるのかなと、今のところは考えております。

福岡部会長 ほか、普及・PRに関して、よろしいでしょうか。

麓委員。

麓委員 先ほどちらっと話を出したんですけども、これは基本的にはフェアとか、そういう他部局との連携という話かと思うんですけど、何か出していく

に当たって、民間と何かをすとかいうことは可能なんですかという。

水丸循環型社会推進室副理事 それはもちろん相手さんとの話の上ではありま
すけれど、我々も役所の中とか、あるいは市町村、行政だけでこういうこと
をやっているわけではなくて、環境の中のほかの分野もそうですし、府全体
でもそうですけれども、こういうPRとか啓発関係については、いろんなと
ころとコラボして進めていくということがある意味一般的ですので、その部
分については、いろんな団体さんと調整して、そういうところと協力してや
っていくということができるだけ基本に据えたい。

ですから、例えば関係する業界、事業者さんの例えば組合であったりとか、
そういったところとも協力関係をこれからつくっていったらとは考えており
ます。

麓委員 どういったところにアピールしていくかという対象にもよるとは思う
んですけど、例えば地域の物産展1つとっても、どこかに建物にそういう県
のPRのところがあって、そこで物産展をやっても、やっぱりなかなか行
かなかったりしますよね。

ところが、百貨店とかでやっている则皆さん来るわけですよ。その辺の、
どういう場所でやるかというのが、もし、ある程度自由度がきくのであれば、
そういったこともしていただけると、宣伝の仕方がただただ商品売るだけ
になってしまうと、またちょっと本末転倒なところもあるのかもしれないです
が、そういうのも1つなのかなと思ったので。もし可能であれば、そういう
ことも検討していただければと思います。

磯田循環型社会推進室長 この認定製品の中身を見ていただくと、やはりどう
しても公共事業に調達されるような物品が並んでまして、先ほど来、中浜委
員なんかもおっしゃっていただいているような、直接、末端の消費者といっ
たらおかしいですけども、一般の府民の方という消費者に対して提供でき
る、あるいはお見せできるというものが、見ていただいたら、大概最初、紙
の関係、つまりトイレットペーパーであったりとか、封筒であったりとかと
いうところに極めて限られているというところが非常に課題かなと。

ですから。

福岡部会長 だからこそ見直しという話ですよ。

磯田循環型社会推進室長 ええ、そうです。ですから、そういうところから申請をもらえるような制度にしていくということは、PRももちろん含めてなんですけれども、そこをやっぱり求めていかないといかんのかなと。

福岡部会長 何度でも言いますが、条例の枠組みを何とか外したいというのを私は強く思いまして、やはり申請者、自分で申請じゃなくて、やっぱり消費者が何か役割担って、これいいよと言えるように、まず製品を発見するところからやりたいし、リユース品もやるべきだと思うし、それが、ちょっと条例はそうになっていないからというのだけでやめてしまうのは、とても残念だなと。

竹柴環境政策監 いや、済みません。ちょっと説明が悪くて申しわけなかったんですけど、条例に書いてないことをしてはいけないとは決まってませんので、我々、当然リユースも大事だと思っていますし、消費者の方が参加いただけるような形ということでの他薦というのは、確かにそのとおりだなと思います。

ただ、認定制度そのものは、結局、諸元の提出を求めたりとかということがあって、本人の申請によらずして認定するというのは、なかなか難しいという技術上の問題もありますので。

ただ、これを核にして、どういうふうにして消費者の声を吸い上げるというか、反映できるような形を組めるかというのは、ちょっと我々も考えるべきだなと思いました。

ですので、今回の部会報告のまとめ方はどういうふうにするかは、またこれからの御議論いただくことになると思うんですけども、何らかの形で、そういう条例枠にとらわれないリサイクルの推進のための方策ということで、部会の報告の中に書き込めることができないかということも、ちょっと我々なりの案も考えたいと思いますので、決してリユースはしませんとか、消費者の声を反映する方法を考える気はないですと言うつもりではないので、済みません、よろしくお願いします。

福岡部会長 今、普及・PRまで来て、説明していただいているんですけど、

もうちょっと残っていますので、こちらですね、4番、5番のところも説明していただけますでしょうか。

熊澤副主査 そうでしたら、4番目、認定制度の点検・評価についてということで御説明いたします。

こちらにつきましては、見直し後の制度を適正に機能させるためにどういったことが必要かという観点から、今後の方向性をお示ししております。

具体的には、認定事業者に毎年、販売実績等の報告を求めるといった製品に対するフォロー、それから、事業者や府民に対する制度のアンケートを行うといった制度そのものに対するフォロー、こういったことを行っていくことで、PDCAサイクルによる制度の点検・評価を行うといったことが考えられます。

続きまして、5番目、その他の委員意見ということですが、こちらにつきましては、今回の制度の見直しは、その根拠となる条例の範囲内ということ御議論をいただきましたが、循環型社会の形成につながる御意見というものもいただいておりますので、そういったものをこちらにお示ししております。

こちらの御意見につきましては、本日いただいた御意見も含めまして、制度の見直しそのものとはちょっと別の形にはなりますが、部会報告に記載されるものと考えております。

説明については以上です。

福岡部会長 はい。ここに書いていただいていますね。済みません。

これで、全体を含めて、最初に戻っていただいても結構ですので、それと、5ページの上の図が見直しのイメージということで作図していただいていますけれども、一応これで、部会報告案をまとめていただくベースとして、これを使うのはいかがでしょうかということです。これを使ってよろしいでしょうかということです。

惣田委員 5ページの見直し案ですが、前回のシミュレーションをしてくださいと言いだしたのが僕だったと思うんですが、短時間で作業していただきましてありがとうございました。

この見直し案、よいようなイメージを持っているんですが、実際の申請者の方がどう思うのかというのが心配なところですが。このアンケートのほうを6月にとっていただいているわけですけど、制度の点検・評価とも関連しますけど、仮にプレミアム認定製品であるとか、対象外とする品目が出たらどうしますかみたいなアンケートとかは、とる予定はありますか。どのくらいのタイミングでこの見直しを実施していこうと考えるべきなのか、もう、えいっとやってしまうのか、一度、申請者とか、実際にもう制度をとっている人に聞くような必要はあるのか、どうしたらよろしいんですか。

福岡部会長 まず、今後は、部会報告をつくって審議会のほうにその内容を示して、審議会でも意見がついて、審議会意見として答申することになりますよね。その審議会の答申を受けて、事務局サイドで府としてどうやっていくかという方向をもう一回考えられるはずですので。審議会で言うたから絶対それするということでない場合もたまにはあるかとは思いますが。

ですから、パブリックコメントなのか、対象事業者さん、影響を受ける関係者、一番コアの関係者なのか、に対して、府として今後、最終的に決めた方向性をどこかで聞かれるかとか、そういうことになるかなとは思いますがね。

竹柴環境政策監 この部会でどういうふうな御意見でおまとめいただけるかということに、いろいろよるところはあるんですけども、例えば対象外とするという、この考え方そのものをもう一度考え直したほうがいいよとおっしゃっていただけるのか、あるいは、考え方はいいけども、影響って大きいよと。ですので、それぞれ現に認定を取られている方々の意見を聞いた後で再度考えたほうがいいよという御意見をいただけるのか。あるいは、一定程度、この方向はええから、速やかにやったほうがいいよと。いろんな意見のいただき方があると思いますので、その辺を御議論いただいた上で、我々その内容を踏まえて、どうするかというのは中で最終的には決定したいと思うんですけども。部会は部会として、その辺のお考えのところをまとめていただければと思います。

福岡部会長 恐らく、もう一回、事業者さんにアンケートをとって、その結果

を見て私たちが判断しましょうという感じではないかな、とは違うと思うんですよね。次、もう一回確認されるのは、府としてされるのがいいかなと思うんですけど。どうでしょう。惣田委員は、もう一回、事業者さんに確認をとった後、私たちがもう一回考えたいという感じでしょうか。

惣田委員 いや、それは迷っているんですが、例えば今、対象外とする品目というのは、このアンケートの中で言うと、グループA、グループBに大体半々ぐらいに入っている現状でしょうか。

福岡部会長 アンケートのやつですね。

惣田委員 対象外とする品目で、もうやめますと言ってしまったりすると、既に認定を受けている事業者はかなり影響あるんじゃないかなと思うんですけど、その人たちが、効果があったと思っているグループと、効果があんまり見えなかったというグループで考えた場合に、見えなかったというグループが大半だったら、まあいいかなと思うかもしれないんですけど、効果があったと思っているところが多いのに、やっぱり卒業しますと言ってしまおうとよいのかという心配もあるんですけれど、今のところ、A、Bに半々ぐらいに分かれている。

磯田循環型社会推進室長 ちょっと2ページ、3ページを開いていただいて、2ページの中で、先ほどの考え方で。ごめんなさい、資料3です。3の2ページ開いていただいて、2ページの中で、先ほどの考え方でもし当てはめたときに、卒業しないのは、ODEX（オデックス）と書いているのが、真ん中より少し下に、2ページですね。このODEX（オデックス）というのは、この2ページの中では卒業しない、あとは全部卒業するという考え方。先ほどの考え方で整理をすればですね。

その次の3ページであれば、上のほうにあるポリナイトから再生砂までは残る。そこから、再生クラッシャー（RC-30）というところから、再生路盤材（RC-40）という溶融砂までのところ、ここは卒業。溶融砂は残る。そのあと、再生碎石（RC-40）というところまでがRC-30から卒業という形で、それ以外は卒業しないという形。今の、もし考え方でいけば、こういうところが卒業する対象になるのかなというのが今の整理。

竹柴環境政策監 御質問はアンケートの関係ですよね。

惣田委員 そうですね。卒業すると仮に考えた場合の、事業者さんたちが申請を行った、効果が見えなかったというんだったら影響が少ないかと思うんですけど、もし卒業するという範疇に入る方が、とても効果があったんだと回答してたら、その方々はがっかりするのかなと。

竹柴環境政策監 資料2の1ページ目の一番下の表の中の、卒業というものがほとんど入る土木・建築用品のところですね。こちらの数字を見ると、おっしゃるとおり半々みたいな感じになってますので。

惣田委員 半々ですよ。

竹柴環境政策監 まあ半々かなと。

惣田委員 やっぱり微妙な分かれぐあいなのかなと思う。

竹柴環境政策監 ええ。

福岡部会長 今回の資料2の3ページですかね。リサイクル製品の販売でユーザーから求められていることで、土木・建築用品の（うち舗装材）のところが恐らく、これ卒業が多い、今の案ではですね、卒業対象かと思うんですが、安全性の証明というところが、やっぱり多くなっているんですよ、上は効果があったところと。効果がなかったところは、何かこのパーセントというのは、舗装材を扱っているところ全体を100%にしたときの83%が安全性の証明があるから販売効果があったみたいに言っているというふうに。

竹柴環境政策監 効果があったと言ってくれた中の、どういう観点ですかというところで安全性の証明を挙げられたのが。

福岡部会長 が、83%。

竹柴環境政策監 はい。6社のうち5社が挙げられた。

福岡部会長 ですね。効果が見えないところは安全性の証明にはならない、29%という感じになっているのかなと。というのは、私は逆にやっぱり安全性の証明というのを聞いているということになると、ちょっと問題かなとは思うんですよ。その辺いかがですか。

麓委員 問題というのは。

福岡部会長 問題というのは、循環参照的なね。安全性の証明になっていない

のに安全性の証明のために認定が使われているとしたら、何かやっぱり違うかなど。

麓委員　　そうですね。恐らく、効果があると思っておられるのも個人的にと
いうか、自分らとしては効果があると思っただけで、本当はどうなのか
というのを多分してる話ではないですね。

ですから、例えば実際に公共工事を選ぶときに、これをどのように扱ってい
るのかとかという説明を、本来なら最初にしておかないといけないところな
んでしょうけども、その分を最終的にはもう説明せざるを得ないのかなとは
思うんですけど。

これが例えば先ほどのグリーン調達とか、ああいうのにかかわって行って、
実はもうある程度やっているんだということであれば、その効果が実際には
ある話になってしまうので、その場合は、何で取りやめるのかという話には
なると思うんですね。

磯田循環型社会推進室長　　参考資料の2をごらんいただいていたらなど。

これ、大阪府の建設リサイクル法に絡めての実施の方針、実際にどんなふう
にして利用するのかという部分で言いますと、下段のほうですけれども、距
離とか、いろんな制限はありますけれども、基本的には経済性にかかわらず、
これを利用することというのが原則になっています。

ですから、舗装材の関係で言えば、公共の事業の場合には、基本的には路盤
材として再生品が利用されるというのは経済性に関係なく利用されると、こ
ういう枠組みに今現在なっております。

ですから、そういう意味では、さっきの資料3のときに、視点3の中で、経
済性にかかわらず利用が促進される仕組みがもう既にできているというのが、
大阪府の中でこんな形で扱われているというのが、これ全国的にはほぼ、こん
な状態になっていて、発生量が多いか少ないかというのは、当然それぞれの
地域ごとにありますし、道路をつくられる、新設の道路があるところであれ
ば需要は大きいですし、リサイクル品では足りないから天然資源が入るとか、
逆の場合には、今度、逆に外からどう出していくのかというのは課題になる
というような話にはなるんですけども、今のところは何とかリサイクル製

品でもって路盤材については回っていくというのが現状でございます。

麓委員 このときに、この範囲の中でどこの業者を選ぶのかという話はどうやって決めているのですか。

礒田循環型社会推進室長 基本的には、業者を選ぶのは、こういう公共の発注の場合には、例えば私が麓先生のところに発注しようとする。契約を結びました。ただ、資材を調達されるのは受注したところなんですね。

麓委員 はい。

礒田循環型社会推進室長 ですから、これを使いなさいという指名はしません。結果的には、入札ですから、より安いところ、なら、安い資材のところはどうしても採用される。もちろん、トータルの費用ですけれども。

ですから、どうしても、こういうところでは最後に費用面が求められてくる。ユーザーというのが大手ゼネコンであったり、そういう元請の業者さんになりますから、そこが資材を受注、調達するときに、できるだけ安い資材を調達したいという形で。

福岡部会長 仕様では書けるんじゃないですか。

礒田循環型社会推進室長 仕様には書けます。

福岡部会長 再生品を使うことは。

礒田循環型社会推進室長 はい、そう。ですから、それはもう既に、こういう条件で採用することになっているルールがありますから、これはもう、そのルールが適用されると。

水丸循環型社会推進室副理事 ですから、この条件の中で安いところという、そういう縛りになります。

麓委員 選定するのは、請け負った業者が選定するわけですね。

礒田循環型社会推進室長 そうです、はい。

麓委員 その請け負った業者が、資料提出を求めたときに、恐らく、こういう路盤材を出している業者さんとしては、その資料に例えば府の認定を受けてますよとか、そういったものをできるだけ重ねて付加価値を上げたい、自分らの製品を選んでほしいというイメージの中で多分やられているんだと思うんですね。そういう意味では、成熟した確立されたところで、こういう認定

という言葉が出てきたときに、どのように考えられるかという話だと思うんですね。

先ほど出てた申請の内容というのにもかかわってくると思うんですけど、申請の内容も結局、そういう環境にかかわるのを満たしているかみたいな部分はどうしてもあるので、その部分で、公共工事のイメージで、たくさんほかのところも認定していつているんだったら私のところも認定してくださいと、こういう循環で来ているのかなという気はするんですね。

確かにこれはある、だから、見てないよと言えるかどうかだと思うんですよ。最終的に大阪府そのものが選定しているわけではないですよ。事業者さんがそれを見てたんだとすると、それは付加価値として価値があったわけじゃないですか、路盤材の業者からすると。その価値がなくなるということに対して、いや、これがあったことによってうちは利益を得たのにといい考えにはならないですかねという。

磯田循環型社会推進室長 それは、ですから、どこかで御意見なり何なりを承るような機会が必要ではないかというのが、先ほど先生方の議論の中で、今後の手続の中でパブコメがあるのかどうかとか。

福岡部会長 それを考えないといけないかということに、また立ち戻るかもしれないんですよ。この制度をやめてというか、制度の対象から外れて、悪影響を受けて非常に困る事業所が仮にいて、でも、やめることによって得られるメリットがあると。別の商品にもっと光が当たるんだというメリットがあると。そうすると、どちらをどういうふうに優先しますかということ、私たちは答えを出したほうがいいんですよ。

麓委員 そういう意味でいくと、一番最初のほうでしたっけ、福岡先生が言われたように、ここはリサイクルの考えを府の皆さんにアピールしていくとか、PRしていくとか、そういうことを主眼にしますということであれば、そのことをはっきりさせたほうがいいと思うんですね。

そのときに、PR、広げていくのに対して、認知度が上がったということを目標にするのか、消費されていくということを目標にするのか、そういったところを何か指標に置いていくとか、何かそういう形をとっていくと。そう

いうふうな方針転換をするので、こういう話というのは、ある程度、例えば認知度が上がってますとかいうことになってくると選別が明確になる気はするんですね。

これに決まっているからというだけだと、ちょっと僕は気になってたので、そういうメリット、デメリットという話になったときに、いや、うちはメリットがあると思ってたのにといい誤解を生んでいるわけで、その部分は説明して、だから、そういうふうな誤解を受けるところがあったので、ちゃんと方針として、こういうふうに打ち出しますとかいうところは必要になるのかなと思って。

福岡部会長 　だから、大きな目的、この制度変更の目的は一体何なんだというのをもっとはっきりしたいということですよ。その辺は、ただ、その中で同床異夢になっているかもしれないですけども。

麓委員 　済みません。

福岡部会長 　いやいや。

ということで、ちょっと時間もあれなので、一応、資料4に部会報告という、先ほど言いましたように、審議会の本会のほうに報告というか、しっかりまとめた報告書を出さないといけないということで、一応、通常、部会報告だったら、こんなことを書くであろうという見出しをつくっていただいています。これはもう説明は省略して、今ごらんいただいて、こんな感じに今までの意見とか検討したことを肉つけていって、報告書をつくと。

ですから、次回の会議では、今日までの意見をここに入れ込んで、一応、部会報告案を事務局につくっていただいたものを、この部会の中で検討したいと思っています。

いかがでしょう。この構成案として、1番、現状と課題をずっと述べて、2番目で、検討、検討にあたってののかな、ちょっとタイトルが、見直しに当たっての基本的な考え方なのかもしれませんけれども。で、今後のあり方についてという流れかなと思うんですが。

特に何か御注意いただいとくこととかありますか。今の段階だったら、こんなかなというので、ごらんいただいといたらいいですかね。

じゃあ、今言いましたように、これと、それから、今日、いろいろ変わったかもしれない部分とかをもとに、まとめたいと思います。事務局のほうで部会報告案の作成を、またよろしくお願ひします。私も途中で意見を言わせていただくとお願ひします。

そうしましたら、時間も参っていますので、事務局から、連絡事項等ありましたらお願ひします。

中戸課長補佐 次回の部会ですけれども、1月中旬ごろを予定しておりまして、そのときには、先ほどごらんいただきました部会報告構成素案に基づきまして、今日、いただきました御意見を再整理した形でここに加えていって、また部会長と一緒に報告書案として作成していきまして、その1月中旬の部会で、その内容について御議論していただくということにさせていただきたいとお願ひします。

また、今年度の2回目の製品認定の部会につきましては、2月中旬ごろに予定しております。詳細につきましては、後日改めて御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

福岡部会長 じゃあ、次、1月中旬ということ、もし可能でしたら、事業者さんにちょっと何か接触のチャンスがあれば、2月の製品認定とかまでに何か出す申請の手続とかもあるんだろうとお願ひしますので、話が聞けたら、その辺も聞いといていただけたらとお願ひします。

ほかに何か委員の方、よろしいでしょうか。

そうしましたら。

惣田委員 いいですか。

福岡部会長 はい。

惣田委員 済みません、もう一個、確認させていただきたいんですけど、プレミアム認定というのが仮にできたとしても、消火器とか食器の例が出ているんですけど、それって競合相手がいないんですよ。消火器の中でも、プレミアムでも一般という区別はなくて、全部プレミアムに行ってしまうわけなので、申請者のほうにはあんまり影響は少ないと考えていいですか。

水丸循環型社会推進室副理事 今現在、認定している製品の中では、そういう

ところはあるかとは思いますが。

惣田委員　　そうですね。

水丸循環型社会推進室副理事　　ただ、今後そういう、それ以外のもので、やっぱり紙であったりプラスチックを使ったりとかいう製品で出てくれば、それはやっぱり。

惣田委員　　それはメリットがあると思うんですけど。

水丸循環型社会推進室副理事　　多少のそういうメリットはあるかと思えます。

惣田委員　　今のカテゴリーでいくと、申請者側にそんなメリットが、影響がなさそうということだと思いますよね。残念ながら、今の。

水丸循環型社会推進室副理事　　そうです。

惣田委員　　はい。

水丸循環型社会推進室副理事　　それは自社できっちりとそういう回収ルートを確立されておられるというものに限ってみれば、確かにそういうところはあるかと思えます。

惣田委員　　はい、済みませんでした。

福岡部会長　　よろしいでしょうか。

そうしましたら、今日の会議、これで終了したいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

水丸循環型社会推進室副理事　　ありがとうございました。